

第1章 監査委員

○富山地区広域圏事務組合監査委員条例

昭和47年8月11日条例第4号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第202条の規定に基づき富山地区広域事務組合の監査委員に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定例監査)

第2条 監査委員は法第199条第4項の規定による監査を行うときは、あらかじめ監査の日時を理事長に通知しなければならない。

(請求又は要求に基づく監査)

第3条 監査委員は法第98条第2項、第243条の2第3項の規定による監査の請求又は第199条第5項の規定に基づく監査の要求があったときは、当該監査の請求又は要求があった日から、10日以内に監査に着手しなければならない。

(請願に対する措置)

第4条 監査委員は、法第125条の規定により議会から請願の送付を受けたときは、速やかに処理しなければならない。

(出納検査)

第5条 法第235条の2第1項の規定による例月出納検査は毎月15日に行なう。ただし、やむを得ない事情があるときは、変更することができる。

(決算、証書類の審査)

第6条 監査委員は、法第233条第2項の規定に基づく決算及び証書類が審査に付されたときは、30日以内に意見を付けて理事長に送付しなければならない。

(公表の方法)

第7条 監査委員が行なう公表は、富山地区広域圏事務組合公告式規則（昭和47年規則第1号）に定める公示の例による。

(委任)

第8条 この条例に定めるものを除くほか、監査委員に関し必要な事項は、監査委員が協議して定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。